

No.47

2018

10/4



はちおうじ

JR東労組
八王子地本

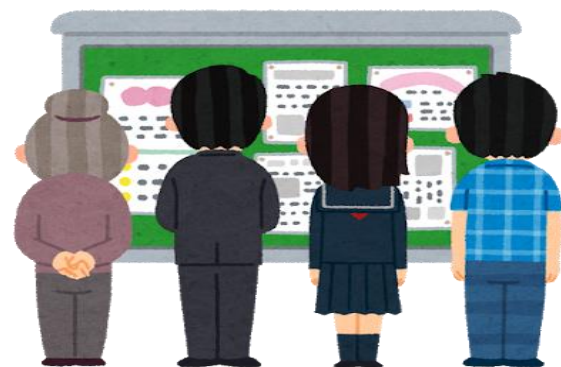
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



10月3日付会社掲示 労働協約と労働条件の取扱いについて この掲示の意味するモノは何か？

労働組合法では第7条で「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること」と規定しており、いわゆる企業の支配介入を禁止しています。

支配介入の不当労働行為は、労働組合が使用者との対等な交渉主体であるために必要な自主性・団結力・組織力を損なうおそれのある使用者の行為の類型であり、使用者の組合運営に対する干渉行為や諸々の組合弱体化行為などを指します。



10月3日付会社掲示を見ると「一部の労働組合が『労働組合に所属していなければ不利益に取り扱われる』と喧伝」「不利益が無いよう全社員同様に適用」「労働協約の定めと同様の労働条件を当該組合員以外に適用」など、まるで労働組合に加入しなくても労働協約に準じた取り扱いを行なう、と位置付けています。しかし、こうした「会社の言葉」を無条件に受け入れることができるのでしょうか。この間、要員問題で都労委に救済申立を行なわざるを得なかったのは会社が決められたことを守らなかったからです。また、会社がこの間繰り返している「不当労働行為など行なっていない」なる主張、これが真実でないことは、心ならずも脱退を余儀なくされたみなさんが一番よくわかっているのではないのでしょうか。

あらためて訴えます。たたかわずして労働条件を守ることも、未来を切り拓くこともできません。会社の甘言・ごまかしに騙されることなく、未来を切り拓くために東労組へ結集し、共にたたかきましょう！

